



感動のそばに、いつも。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下旅行契約といいます。)を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人包括旅行申込(お申込みの時期、ご利用便の空席状況によって運賃が変動します)適用の航空券を使用するコース(以下「航空運賃変動型プラン」といいます)を含みます。
 - (株)JTB(東京都文京区東目黒1-3-11観光光長官登録旅行業第64号)
 - (株)JTB沖縄(沖縄県那覇市旭町112観光光長官登録旅行業第1492号)
 - (株)JTBグローバルマーケティング&トラベル(東京都港区東目黒1-3-14観光光長官登録旅行業第1723号)
 - (株)JTBビジネスイノベーション(東京都港区港南1-6-31観光光長官登録旅行業第1776号)
 - (株)JTBグローバル(東京都豊島区東池袋1-10-1住友友都緑駅前ビル9階観光光長官登録旅行業第1712号)
 - (株)JTBブランドツアー&サービス(東京都渋谷区神宮前5-7-20観光光長官登録旅行業第1747号)
 - (株)JTBグローバルソリューションズ(東京都江東区豊洲4-6-52観光光長官登録旅行業第1571号)
 - (株)JTBメディアアクト(東京都文京区小田町4-6-15名荷合部MPビル3階観光光長官登録旅行業第1867号)
 - (株)JTBコミュニケーションズ(東京都港区芝3-23-1東京都知事官登録旅行業第2種7116号)
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供を受けることに基づき、手配し、旅程管理することを行います。
- (3)旅行契約の内容、条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、本旅行条件書に定める重要な事項は、当社旅行契約募集型企画旅行契約の約(以下「当社約款」といいます。))によります。当社約款ご希望の方は、当社にご請求ください。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「受託販売権」に記載された当社の受託営業者(以下「当社ら」といいます。))にて必要事項をお申し込みのうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れられます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2)①予約金は、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けたことがあります。この場合予約の時点で又は契約が成立して3日以内にお申し込みの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。②お客様が旅行予約サイト上で予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社が予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認の上、申込金の支払いを行います。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
- (3)③お客様が旅行予約サイト上で予約・決済を行う方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件書(以下「通信契約」)の定めにより契約が成立します。
- (4)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約により契約を成立させたときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (5)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (6)契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることにより、構成者本人の同意を得るものとします。
- (7)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (8)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と契約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができない状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。ただし、航空運賃変動型プランについてはウェイティングの取扱いはありません。
- (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認の上、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
 - (2)当社らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - (3)旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとさせていただきます。
 - (4)当社らは、ウェイティング期間中に旅行契約の締結できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
 - (5)当社らは、ウェイティング期間中に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社が指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りすることができます。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に当社らに特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約が成立後にこれらの状態になった場合も事前にお申し出ください。))。あらかじめ当社らがご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですらをお申し出いただくことがあります。
- (8)旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出の一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (9)当社は、本項(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。それにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (11)お客様の都合により、異なる別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき、当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表の取扱い

- (1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を、旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日の前日から指定する期日当日にお支払いいただきます。また、当社お客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社で年会費を定める場合、お客様の申込があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名を無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを)を、又は第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定している追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。
- (2)本項(1)の定めにかかわらず、航空運賃変動型プランの旅行代金は、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、ごも代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示していただきます。出発日ごと利用人数でご確認ください。
- (3)旅行代金は、第3項(1)の「取消料」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の基礎となります。そのほか広告又はホームページに掲載する旅行代金に於ける旅行代金の計算方法は、「旅行代金」又は「基本代金」として表示した金額「プラス」[追加代金として表示した金額]「マイナス」[割引代金として表示した金額]となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行代金に明示した運送機関の運賃、料金(注釈のないがざりエコノミークラス)、宿泊料金、食費、入場料・拝観料等及び消費税等諸税(一部注釈のあるコースにおける宿泊税を含みます)。
 - (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体旅行に必要な心付け。
 - (3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨を表示したものの、上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しいたしません。
9. 旅行代金に含まれないもの
- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
 - (2)宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合は除きます。)
 - (3)クレジットカード、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金・送料。
 - (4)ご希望の別参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
 - (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)。
 - (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- 第3項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。)
- (1)ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 - (2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事付プラン」等の差額代金。
 - (3)ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - (4)その他ホームページ・パンフレット等で「××××クラス追加代金」「××××追加代金」と称する(希望座席のクラス変更に関する差額、ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他の当社の責任としない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため必要な措置を講ずる場合があります。お客様からお問い合わせいただいた理由(不可抗力である理由)及び当該事由との因果関係を説明した旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切ありません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変動等により通常想定される程度を大幅に超え改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に定める適用通知いたします。
 - (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めとされる内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (4)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に入支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行

われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したときにはより変更の場合を除き、当社による変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合は、旅行契約の成立後、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。

この際、お客様が所定の事項を記入し、(前)の承諾を得たこと(既に航空券を発行している場合、別途再発行に関する費用を要する場合があります)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けられた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なおお客様は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等記載の取消料を、ご参加のお客様から1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)当社の責任とされないローンの取扱いの事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われなるときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の返料をいただきます。
- (4)お客様のご都合による出発日および出発時刻の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更(航空運賃変動型プランにない限り)は、利用する航空便のみの変更(航空機クラスの変更を含みます)については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込みの営業時間内にお受けします。
 - ②当社は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りならず。
 - b. その12項目に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - d. 当社らがお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いた戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額をお申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
- (2)当社の解除権
 - ①第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の返料をお支払いいただきます。
 - ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 - a. お客様が当社あらかじめ明示した性別、年齢、資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある認められたとき。
 - e. お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日曜日旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - ③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いた戻しをいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - ②お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことができます。当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
 - ③旅行開始後の場合において、お客様が旅行の安全かつ円滑な実施に関する事項を説明することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に入支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (2)当社の解除権
 - ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の責任としない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ②解除の効果及び払い戻し
 - a. 本項(1)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供を対して取消料、違約料その他の名目でも支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がこれまで提供を受けていな

い旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれらを支払うべき取消料・追加料その他の名目による費用を差し引いて戻し又は戻す。

③本項②の①のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④当社が本項②の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、ます。

17. 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算し7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ上でクレジット等に記載した旅行終了の日翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2)本項(1)の規定は、第19項(当社の手配)又は第21項(お客様の手配)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

(3)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。

(4)クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合は、旅行代金の払戻しができない場合がございます。

18. 添乗員

(1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務となりました。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させていただきます。

(2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

(3)現地添乗員内表示コースには、添乗員は同行いたしましたませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

(4)現地添乗員は、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身の旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽に旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。

(5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、ます。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞滞在時間の短縮

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額が如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社に故障又は重大な過失がある場合を除きます)という場合があります。

(4)手配代行とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道・バス、ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるが否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1,500万円)、後遺障害補償金(1,500万円を上限)、入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物の対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とし)を支払います。なお、手荷物の損害に対しては保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減らすことがあります。

(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とは扱いたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被らされた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ハイキング、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用器具を使用するもの)、リュージュ、ホスプレス、スライクドライブ、ハンクグライダー搭乗、超軽動力機(モーターハンクグライダー、マイクロロケット機、ウルトラライク等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社が本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし当該事故が募集型企画旅行日程に含まれている場合は、その限りではありません。

(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンダクトレンス等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねる立場であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとし、ます。

21. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず、ます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が一般常識と異なるサービスが提供されないことを認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員・乗務員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたと

きは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものであるときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うなければなりません。

(5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)(第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ・パンフレット等で「企画書：当社」に明示します。

(2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアーに参加中はお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません(但し、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者のみに拠ります。

(3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」(次表右欄に記載する率を乗じて得た額)の変動金額を旅行開始日の前日より起算し30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更が生じた当日に第19項の規定に基づく責任が発生すること明らかなき場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ 戦乱、テロ、暴動、工 官公署の命令、ウ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、ハ 運送・運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらぬ運送サービスの提供、キ 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置

②①項及び第19項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとつの旅行につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社はお客様のご同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の額＝1件につき下記率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日よりお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)(その他の旅行の目的地的変更)	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地又は空港又は旅行終了した地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書の記載内容との間又は確定書の記載内容と実際に提供された旅行サービスの記載内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の利率を適用せず、⑨の利率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4：④⑤⑥に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：③④⑤に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：④運送機関が会社名の変更、⑦宿泊機関が名称の変更については、運送・宿泊設備のものの変更に伴うものをいいます。

注7：④運送機関が会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注8：⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」とい

す。)のカード会員(以下「会員」といいます。))より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

(1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し義務を履行すべき日とします。

(2)本項でいう「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(3)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したとき成立するものとし、ます。

(4)当社らは提携会社のカードにより所定の口座へ会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット」等に記載する金額の旅行代金又は「第14項に定める取消料」の支払いを受け、ます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(5)契約解除のお申し出があった場合は、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日より起算して7日以内に(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。

(6)本項でいう「会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当日又は通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払ういただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受け、ます。

25. 国内旅行保険への加入について

旅行中に発生した場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充実度の高い国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

(1)当社が旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはおお客様の任意であり、お客様は一部個人情報を提供したくない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の申込み、ご依頼を引受できないことがあります。取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2)当社らは、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきますが、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行サービス上の責任、事故時の費用等を担保する保険の結上に必要な範囲内、並びに旅行先の子産品店等のお客様のお買い物の情報のため必要な範囲内でお申しいたご個人情報(ホームページ・パンフレット等及び第19項の最終旅程案内に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店にて、前号より取得した個人情報及び搭乗された航空便名に係る個人データを、予め電子の方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきます)ことがあります。

(3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお問い合わせいたします。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方の連絡の必要がある当社が認めた場合に提供させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報に対する提供することについて連絡先の者の同意を得るものとし、ましては、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報保護を預託いたします。

(5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要とする最小限の範囲のみにして、当社のグループ企業の間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様の申込みの簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用させていただきます)があります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除の請求を行う場合、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業(名称及び個人データの管理を行う)のうちプライバシーポリシーについては、「株式会社JTBホームページ(http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/)をご参照ください。

(6)当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求が利用した際には、速やかに対応するものとします。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

28. その他

(1)お客様の個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様の「便宜をはかるため土産物店」のご案内することがありますが、お買い物の際に行きましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお申し出はいたしません。

(3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意し、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

(4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせは、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用規約は航空会社の条件により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

「旅籠・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。」

**受託販売
契約責任営業所**